第4期 前橋市障害福祉計画[概要版]

平成27年4月 前橋市

計画の策定にあたって

1.計画策定の趣旨

本市では、平成 18 年度に障害者基本法に基づく「障害者計画」と障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」の両計画を、「前橋は一とふるプラン」として一体的に策定しました。その後、平成 21 年度から平成 23 年度を計画期間とする「第 2 期障害福祉計画」、さらに、平成 24 年度から平成 26 年度の 3 か年を計画期間とする「第 3 期障害福祉計画」を策定したところです。今回は、平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法に基づき、新たに地域生活支援拠点等の整備の事項等を追加するとともに、障害児支援の提供体制の確保に関する事項を盛り込み、平成 27 年度から平成 29 年度の 3 か年を計画期間として「第 4 期障害福祉計画」を策定するものです。

2.計画に盛り込む事項

各年度における障害福祉サービス、相談支援のサービス種類ごとの必要な量の見込み 障害福祉サービス、相談支援のサービス種類ごとの必要な見込量の確保のための方策 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3.障害者(障害のある人)の定義

障害者基本法第2条第1項において、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されています。ただし、具体的事業の対象となる障害者(障害のある人)の範囲は、個別の法令等の規定によりそれぞれ限定されます。障害者総合支援法における支援の対象者は、身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病等となっています。

4.基本理念

障害者等の自己決定と自己選択の尊重 サービス基盤の地域間・障害種別間の縮小 施設入所・入院から地域生活への移行促進 就労支援の強化

ノーマライゼーションの理念の下、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に 人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者等の自立と社会参加の 実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事 業の提供体制の整備を進めます。また、障害福祉サービスに関し、地域間の均衡を図るとと もに、従来、身体障害、知的障害及び精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度の一元化 により、各障害者が障害福祉サービスを平等に受けられるようサービス基盤の充実を図りま す。さらに、障害者の地域生活への移行の一層の促進を図るため、相談支援体制、住まいの 場、日中活動の場の整備・充実に努めるとともに、障害者の一般就労への移行を一層促進す るため、障害者等に対し、障害者の一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ります。

成果目標(平成29年度の将来像)

1.福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、現在、福祉施設に入所している障害者のうち、今後、 自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、 平成29年度末の段階において地域生活に移行する者の数値目標を設定します。

【地域生活移行者数の実績及び目標値】

項目	数値	考え方					
平成 25 年度末の 施設入所者数(A)	3 8 5人	平成 26 年 3 月 31 日の全施設入所者					
目標年度入所者数(B)	358人	平成 29 年度末時点の利用人員					
【目標値】 入所者削減見込(A-B)	27人 (7.0%)	差引減少見込み数 カッコ内は、(A)に対する割合					
【目標値】 地域生活移行者数	46人 (11.9%)	施設入所からグループホーム等へ地域移 行する者の数 カッコ内は、(A)に対する割合					

2. 地域生活支援拠点等の整備

平成 29 年度において、障害者の地域生活を支援する機能を持った地域生活拠点等の整備についての目標を設定します。地域生活拠点とは、障害者等の地域における生活の維持及び継続を図るため、グループホームまたは障害者支援施設に、地域移行支援及び地域定着支援、訪問系サービス、日中活動系サービス等の機能を集約して付加したものです。

【地域生活拠点等の目標値】

項目	数値	考え方		
目標年度における 地域生活拠点等の数	1 か所	平成 29 年度における 地域生活拠点等の数		

3. 福祉施設利用者の一般就労への移行

平成 29 年度において、福祉施設利用者のうち就労移行支援事業等を通じて同年度中に一般就労に移行する者、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合の数値目標を設定します。

【一般就労移行者数の実績及び目標値】

項目	数値	考え方		
平成 24 年度の 一般就労移行者数	9人	平成 24 年度において福祉施設を 退所し、一般就労した者の数		
【目標値】目標年度の 一般就労移行者数	18人 2.0(倍)	平成 29 年度において福祉施設を 退所し、一般就労する者の数		
【目標値】目標年度における就労 移行支援事業の利用者数	109人	平成 29 年度末における就労移行支援事 業の利用者数。		
【目標値】目標年度における就労 移行率が 30%以上の就労移行支 援事業所の割合	2割	平成 29 年度末における就労移行率が 30%以上の就労移行支援事業所の割合 就労移行率: 4月1日時点の就労移行 支援事業の利用者のうち、当該年度中に 一般就労へ移行した者の割合。		

一般就労した者とは、一般企業に就職した者、在宅就労した者及び自ら起業した者をいいます。

活動指標(主な障害福祉サービス等の必要量の見込み)

区分		実績			見込み		
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
居 宅 訪 問 介 . 護 重 度 访 問 援 護 同 行 援 護 電 度 障 書 者 等 包 括 支 援	時間 (人)	10,469 (407)	11,170 (411)	11,246 (424)	11,538 (435)	11,776 (444)	12,015 (453)
生 活 介 護	人日 (人)	12,670 (634)	12,531 (624)	13,350 (622)	13,438 (625)	13,588 (632)	13,717 (638)
自 立 訓 練 (機能訓練)	(人)	27 (2)	64 (4)	34 (2)	68 (4)	85 (5)	85 (5)
自 立 訓 練 (生活訓練)	人日 (人)	159 (9)	156 (9)	196 (9)	196 (9)	218 (10)	218 (10)
就 労 移 行 支 援	人日 (人)	1,068 (59)	1,176 (68)	1,037 (58)	1,309 (77)	1,581 (93)	1,853 (109)
就 労 継 続 支援(A型)	人日 (人)	298	432 (21)	657 (32)	738 (36)	923 (45)	1,087 (53)
就 労 継 続 支援(B型)	人日 (人)	5,953 (328)	6,552 (366)	7,961 (412)	8,029 (416)	8,704 (451)	9,361 (485)
短 期 入 所	人日 (人)	207 (34)	216 (44)	254 (40)	281 (46)	317 (52)	354 (58)
共同生活援助 (グループホーム)	人	217	256	269	325	370	420
施設入所支援	人	394	390	380	374	366	358
計画相談支援	人	120	278	251	222	224	225
児童発達支援	人日 (人)	1,373 (98)	1,294 (95)	1,549 (101)	1,752 (116)	1,752 (116)	1,752 (116)
放課後等デイサ - ビ ス	(人)	1,756 (116)	2,027 (181)	2,377 (196)	2,540 (219)	2,772 (239)	3,004 (259)

平成 24~25 年度は、3月利用分の利用実績値

平成26年度は、10月利用分の利用実績値

平成 27~29 年度は、3月利用分の推計値

主な地域生活支援事業の必要量の見込み

区分		実績			見込み		
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
障害者相談支援 事 業	人	7	9	9	9	9	9
手話通訳者派 遣事業	人	411	441	407	430	440	450
要約筆記者派遣事業	回	18	12	11	15	16	17
手話通訳者 設置事業	人	2,265	2,249	2,220	2,255	2,265	2,275
日常生活用具給 付等事業	件	5,303	5,687	5,704	6,024	6,181	6,338
移 動 支 援 事 業	人 (時間)	247 (27,670)	280 (35,362)	340 (34,424)	341 (44,007)	375 (48,407)	412 (53,247)
成年後見制度利用支援事業	人	7	1	3	7	8	9

各年度末推計値。26年度は2月までの利用実績

サービス見込量確保のための主な方策

第1項 訪問系サービス (居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等)

現在、訪問系のサービスについては、多数のサービス事業者が市内でサービスを提供しており、サービス提供量が不足する状況ではありませんが、今後さらに利用が拡大していくことも想定されることから、新たなサービス提供事業者の参入の促進に努め、サービス基盤を整備していきます。

第2項 日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等) 一般就労することが困難な障害者に、ニーズに合わせた福祉的就労や日中活動の場が提供されるよう支援策を検討し、サービス基盤の整備を進めるとともに、就労支援において、施設の自主製品の発注促進や販路拡大等への支援を行っていきます。また、障害者優先調達推進法に基づき、官公需にかかる福祉施設の物品及び役務業務の受注について機会の拡大に努め、収入の安定と雇用の創出を図っていきます。

第3項 居住系サービス(共同生活援助、施設入所支援)

グループホームについては、事業所における建設資金等の支援策として、国の補助事業を活用した基盤整備を推進するとともに、地域住民等への障害者理解の促進を図ります。また、建設用地の確保についても、整備していく上での大きな障壁となっていることから、関係機関との連携を図りながら、公営住宅や民間賃貸住宅など、既存の社会資源の活用を促進し、官民一体となった整備に関する環境づくりを進めていきます。

障害者の地域における生活の維持及び継続を図るため、グループホームまたは障害者支援施設とあわせて、地域移行支援及び地域定着支援、訪問系サービス、日中活動系サービス等の機能をどのように集約して地域生活拠点等を整備していくか検討を進めていきます。

第4項 指定相談支援(サービス等利用計画案の作成)

計画相談支援については、サービス等利用計画の必要数を確保するための事業者数を増加させるとともに、各相談機関や指定障害福祉サービス事業者等との連携を強化し、サービス等利用計画の質の向上及び相談支援専門員の確保をめざします。また、地域移行支援及び地域定着支援については、医療機関、指定障害福祉サービス事業者及び関係機関等との連携を強化するとともに、地域生活拠点等を整備し、障害者の地域移行の向上に努めます。

第 5 項 障害児支援(児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援等)

児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援については、提供するサービスが利用者のニーズに対応できているかどうかを把握し、指定権者である県との連絡を強化してサービス向上を図ります。また、障害児相談支援については、障害児支援利用計画の必要数を確保するための事業者数を維持するとともに、各相談機関や指定障害福祉サービス事業者等との連携を強化し、障害児支援利用計画の質の向上をめざします。

第6項 地域生活支援事業

障害者が地域で自立した社会性活や日常生活を営むことができるよう、相談支援事業、意 思疎通支援事業、移動支援事業等の地域生活支援事業の充実と利用促進を図ります。また、 地域でのネットワークづくりの中核的な役割を担う前橋市自立支援協議会を通して、地域生 活支援や就労支援等に関し、関係機関との連携や個別の困難事例等の検討及び啓発活動を行 います。

第4期前橋市障害福祉計画【概要版】

前橋市 福祉部 障害福祉課 〒371-0014 前橋市朝日町三丁目 36-17 TEL 027-220-5713 FAX 027-223-8856 URL http://www.city.maebashi.gunma.jp